

令和3年8月10日

令和3年度第5回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和3年8月10日（火曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 青森市役所柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和3年8月10日（火曜日） 午後1時53分

4. 議案

- 議案第222号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第223号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第224号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第225号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第226号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について

- 報告第145号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について
 報告第146号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第147号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第148号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の
 交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

| | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 秋谷 進 | 2番 安部 浩一 | 3番 一戸 昭憲 |
| 4番 大柳 建秀 | 5番 鎌田 清勝 | 6番 工藤 隆志 |
| 7番 窪寺 洋志 | 8番 齊藤 光朗 | 9番 澤田 今日一 |
| 10番 堤 武久 | 11番 豊川 明子 | 12番 長野 英雄 |
| 13番 中村 美喜雄 | 14番 成田 貴吉 | 15番 西澤 清光 |
| 16番 野口 友子 | 17番 福士 修身 | 18番 安田 昌樹 |
| 19番 山田 正樹 | | |

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

なし

7. 会議に従事した職員の職氏名

| | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 加藤 文男 | 事務局 次長 | 竹内 芳 |
| 事務局 分室長 | 佐藤 保 | 主 幹 | 堀内 和之 |
| 主 幹 | 長谷川 亘 | 主 幹 | 工藤 武 |
| 主 査 | 山内 武志 | | |

8. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

(事前に事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として農業委員のみの召集とし、農地利用最適化推進委員から意見書の提出がなかった旨を説明)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただ今から、青森市農業委員会 令和3年度第5回月例総会を開会します。

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員 19名中 19名が出席しております。以上でございます。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ皆様にはお願いしますが、コロナウイルス対策のため、発言の際は、起立はせずに、挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしく願いいたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。9番澤田今日一委員、10番堤武久委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、両委員にお願いいたします。

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第222号を議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 10 件、賃借権設定が 1 件です。個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 4 ページに記載しております。

個別の内容につきましては、議案に記載のとおりですが、要約して説明させていただきます。右から二つ目の欄の申請事由をご覧いただきたいのですが、申請事由としては、譲渡人または貸主については、労力不足や贈与のためであり、譲受人または借主については、経営規模の拡大や贈与を受けるためという理由でございます。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している A3 版の調査書のとおりであります。それではご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。
質問、意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

次に、議案第 223 号を議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、浪岡地区での農地転用を目的とする農地法第 5 条の所有権移転に関する許可申請が 1 件でございます。

それでは、今回の転用案件について、転用案件説明の資料に基づき、説明させていただきます。

右上に議案第 223 号関係資料と記載している資料をご覧ください。申請番号 77 番、場所は別添案内略図①のとおりであります。申請地は 1 筆、譲受人、譲渡人、転用目的は記載のとおりであります。申請概要については、2 ページ以降に申請関連資料を添付しております。裏面 2 ページが許可申請書、3 ページが案内図、4 ページが法務局の地図、5 ページが土地利用計画図で、住宅は図面の太い線で囲まれた部分でございます。次に、6 ページが土地の登記簿謄本、7 ページが土地選定の理由書でございます。こちらには、申請者である譲受人が土地選定に当たって重視した条件である、勤務先から近い事と自然豊かな場所である事ということが記載されております。

それでは、許可基準からみた本案件の判断について説明します。まず、立地基準については、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地と判断しております。第 1 種農地は、原則農地転用不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであって、この農地以外の周辺の土地に設置することによっては、その目的が達成できないと認められるものは例外的に許可できるというものがございます。今回の一般住宅の建築は、女鹿沢字平野の集落と接している場所であり、集落接続という要件を満たしていることと、譲受人の勤務先からおおよそ 500m 以内と近いということ、また、申請地の北側の方には樹園地が広がっており、浪岡湿生花園があるなど、自然豊かな場所という申請人の目的を達成しているということで不許可の例外に該当すると判断されるものです。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、本案について許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定します。

次に、議案第 224 号、225 号及び 226 号は関連がありますので一括審議の議題といたします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案の農用地利用集積計画(案)は、所有権移転が 9 件、利用権設定が 13 件の合計 22 件であります。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 6 ページから 8 ページ、利用権設定の案が 9 ページから 13 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 225 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における、農地中間管理機構の転貸予定内容に対する意見も求められています。

また、15 ページ目の議案第 226 号につきましては、以前に青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けたもので、今回は、農地中間管理機構転貸予定内容に対するのみの意見を求められています。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、6 ページの利用権設定 申請番号 197 番、198 番の審議を行うにあたり、山田正樹委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(山田正樹委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、申請番号 197 番、198 番について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

申請番号 197 番、198 番についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、当該申請は決定といたします。山田正樹委員を入場させてください。

(山田正樹委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

続いて、9 ページから 10 ページの利用権設定申請番号 339 番から 342 番及び 345 番から 347 番の審議を行うにあたり、豊川明子委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(豊川明子委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、当該申請について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

無いようですので、当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、当該申請は決定といたします。豊川明子委員を入場させてください。

(豊川明子委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に 13 ページの利用権設定 349 番を審議しますが、申請者は新規就農の方です。本日は、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうち、ご審議願います。

では、申請者である●●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、本日出席している農業政策課の職員の自己紹介をお願いします。終わりましたら、●●●●さんには簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○農業政策課 相馬武主査

青森市役所農業政策課の相馬と申します。本日はよろしくをお願いします。

○●●●●氏

●●●●と申します。青森市内で青果物卸売業をやっております。どうぞよろしくをお願いします。申請に至った理由につきましては、高校を卒業した後、農協に7年ほど勤めまして、その時に農業に興味を持ち、年月は流れたものの、また農業の関心が高まっていたところに耕作できる土地があったことから、就農を決意しました。自社で農産物を販売しておりますので、直に新鮮な野菜を自分でつくって消費者の方に直接販売したいという意欲を持っております。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、●●●●さん。これからどのようにして農業を経営していくのかなどをお聞きしたいので、よろしくお願いいたします。質問、意見のある委員は述べてください。

○2番(安部浩一委員)

はい。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、安部委員。

○2番(安部浩一委員)

2番安部と申します。●●さんにお伺いします。この営農計画書を見ると、1年目と5年目の金額が同様です。これはどういった意味合いなのでしょう。これでは営農計画書とは言えないのではないかということ、農作業従事予定日数が年間150日と記載されております。畑作で年間150日というのは果たして達成できるのかということ、現在ご商売なさっている訳ですので、それを辞めて就農する訳ではなくて、兼業しながら耕作するという理解でよろしいですか。

○●●●●氏

1年目から5年目の金額の単価は、実際にスーパーマーケット等の色々な商業施設に販売している私の経験値から、例えばピーマンが200円程度だと売れないということが分かっていますので、相場等の問題ありますけれども、販売できる価格に合わせた金額を入れると、将来的にそのような金額が算出されました。消費者は一定した金額で買えることを要望しておりますので、少

し難しいことではありますけれども、5年間、年間通して一定した値段を目標に頑張りたい思い、そういう数値となりました。年間150日間というのは、色々無理もありますが、会社の代表であり時間の制限はないので、軌道に乗るまでの何年間かは会社の仕事は疎かになるかもしれないですけれども、出来るだけ営農に専念して年間150日間の達成したいと思っています。兼業にはなりませんけれども、すこぶる気持ちは農業に向いておりますので、一生懸命農作物を作り、また、直に販売することにより農業への意欲も増して、兼業の課題を乗り越えようと思います。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、安部委員。

○2番(安部浩一委員)

もう一つお聞きしますけれど、1年目と5年目の経営面積が全く同じです。今の面積で収益を上げる計画であれば、作付けする品目を変えれば収益が上がると考えられますけれども、これでは腑に落ちません。経営面積を増やさなければいけないということではないのですけれども、ご商売をなさっていただければ理解していただいていると思うのですが、これでは経営としては乗り越えていけないのではないですか。

○●●●●氏

経営面積については、現在は増やさない計画ですけれど、実際は経営面積を拡大したいと考えております。ただ、いきなり5年目後の面積を増やす計画を立てて、無謀な営農はしたくないので、農業政策課の担当者と相談しながら、今ある面積をクリアして次の段階へ進んでいきたいと思っています。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

安部委員よろしいですか。他に質問、意見ございませんか。

はい、長野委員。

○12番(長野英雄委員)

12番長野です。安部委員の質問と意見に賛同するところがあるのですが、私も1年目と5年目の計画が少し気にかかります。現実的路線を考えている説明でしたけれど、目標は目標として計画ですから極端な話5年毎じゃなくてもよいと思います。1年目、2年目はおおよそ合計で200万円、5年目は300万、400万を目指すなど、青果業を営んでいるのであれば、私よりプロ意識のある人たちと考察して、その面積で付加価値を付けられると思います。これだと、ばふらめいている(ばやっとしている)、津軽弁でいうとそんな感じを受けました。

もう1点、卸売会社を経営しているようですけど、従業員を常雇とする計画が無いので、一人で耕作されるのでしょうか。違っていたら、販売までの計画を教えてくださいませんか。

○●●●●氏

作付面積につきましては先程も述べたように修正します。希望としては倍くらいまで増やし、それに伴って売上の方も伸ばしていきたいと思います。販売につきましては直接販売と言いましたけれども、軌道に乗るまでは私が生産して、自分の会社を通じて地場野菜の産直コーナーがあるスーパー等に販売していきたいと思っております。

耕作について、確かに一人でやるのは限界がありますので、今の時点で会社の従業員に手伝ってもらっております。従業員に黒石の青森県農業大学校、岩手県花巻の農業高等学校を卒業した社員が2人おまして、その人達から指導を受けて、どんどん経験を積みみたいと思っております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

長野委員、よろしいですか。

○12番（長野英雄委員）

最後に一つだけよろしいですか。あまりに営農計画書の情報が不足していると思います。説明を聞いても私は3割程度しか理解できないという感想です。単価は契約栽培で決めたということで良いと思いますが、売り方が伝わりません。規模拡大は簡単な話で、野菜は相場ものですから、実際は売上の桁が1つ多かったり、逆に全くなかったりというのが私も経験ありますし、知り合いの方も経験があります。頑張っていたきたいのですが、この計画書では納得できません。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

今、長野委員から発言があったように、私も頑張っていたきたいと思えます。

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、それでは、●●●●さん。審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。本日はお疲れさまでした。

○●●●●氏

どうもありがとうございました。

（●●●●氏 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理人）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く案件について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○2 番（安部浩一委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理人）

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

事務局にお伺いします。私が以前農業委員を務めていた時にも意見を述べたのですが、新規就農の方は年間を通じて相当数来ていると思います。その中で、本格的に就農して生計を立てている人、または挫折して辞めた人、就農の目的が相続に関わることで営農している人、また、農家用の住宅を建てたいがために就農した人等がいると思います。目的は多種あるのだと思いますが、純粋に農業を生業としている人の割合を知りたいです。例えば1年間に新規就農した人が100人いて、果たして継続して営農している人は何人いるのか、就農したのはよいですが、抱える問題が大きくて一人で悩んだ末に辞めた、もしくは停滞している人は何人いるのか。そういった点をアンケート等で調査を行っているのでしょうか。

○事務局

今の質問につきまして、アンケート等による就農後の経営状況の調査につきましては、現段階では実施していない状況でございます。就農した方のその後、農業経営が成り立っているのかどうかという点につきましては手元に資料がございませんので、後ほど事務局が確認できる部分で資料等をお渡ししたいと思いますよろしいでしょうか。

○17 番（福士修身委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理人）

はい、福士委員。

○17 番（福士修身委員）

安部委員のお話、大変重要だと思うのですが、先に議事を進行して、その他案件で安部委員の意見を取り扱ってください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

今、福士委員から意見がありましたけれども、その他案件で発言していただいでよろしいですか。

○2 番（安部浩一委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、議事を先に進めたいと思います。その他質問意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、それでは、議事参与制限があった申請番号を除く案件について、当該計画等のおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

次に、報告第 145 号を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で 1 件です。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 146 号を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が 8 件です。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 147 号を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 14 件です。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 148 号を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明で 3 件です。なお、非農地証明

については、同規定により交付済です。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

続いてその他案件に移りますが、事務局から何かございますか。

（前回の月例総会で秋谷委員より質問のあった内容についての回答）

（議案第 224 号、第 225 号、第 226 号で安部委員より質問のあった内容についての回答）

（次回の月例総会は 9 月 10 日（金）午後 1 時から浪岡中央公民館で開催予定の連絡）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これを持ちまして、令和 3 年度第 5 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。